

協議 1

『第 3 次調査対象地』の選定方法について

前回（第 5 回）で決定した、『第 2 次調査対象地』221 箇所から下記 1（1）の各要件に該当する箇所を除外して、抽出された調査対象地について、下記 2「エリア評価」と下記 3「調査対象地評価」を行い、その結果に基づき次回（第 7 回）で下記 4 の「総合評価」を実施して、『第 3 次調査対象地』を決定する。

1. 調査対象地除外の結果について

(1) 追加除外要件

① 都市計画区域	
除外理由	<p>国土交通省発行の『都市計画運用指針 第 8 版 平成 27 年 1 月（平成 27 年 12 月改正）』P243 において廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項として、廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点から「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。」とされている。</p> <p>このことから、<u>第 1 種・第 2 種中高層住宅専用地域</u>、<u>第 1 種・第 2 種低層住宅専用地域</u>、<u>第 1 種・第 2 種住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、<u>商業地域</u>を調査対象地から除外する。</p>
根拠法令	都市計画法，建築基準法
参照図面	【資料 1 - 2】都市計画区域図

② 農業振興地域（うち土地改良事業(圃場整備)を実施した連続する 5 ha 以上の農用地)	
除外理由	<p>農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、今後 10 年間の農業振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにし、農地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めることを目的としている。</p> <p>より良い農業環境の整備を促進するため、住宅建設や事業開発などで農地を農地以外に変更（農地転用）をする場合は、「農振除外」が必要となる。</p> <p>農振地域内では、農用地として利用する土地を「農用地区域」としており、優良な農地の保全のために農業以外の目的による利用が制限されている。</p> <p>農振除外が可能な要件のうち、「農用地の集団化、農作業の効率化等、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと」、「農用地区域内における担い手（認定農業者）に対する農用地の利用の集積に支障を及</p>

	<p>ぼすおそれがないこと」と定められているため、本制度の趣旨を鑑み、<u>土地改良事業（圃場整備）が行われた、連続する5ha以上の農用地</u>については調査対象地から除外する。</p> <p>土地改良事業については、「土地利用の集積」、「農業生産の効率化」の概念が盛り込まれた「第3次土地改良長期計画」の計画年度である<u>昭和58年以降に実施された圃場整備事業箇所</u>を除外対象とする。</p> <p>市農政課資料に基づき事業実施箇所の抽出をするが、未記載の箇所についても調査対象地毎に航空写真等により現況確認を行い、除外箇所を決定する。</p>
根拠法令	都市計画法，農地法，農業振興地域の整備に関する法律
参照図面	【資料1-3】農業振興地域（土地改良事業実施地域）図

③ 浸水想定区域	
除外理由	<p>国土交通省『都市計画運用指針』において廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項として、都市計画の観点から「災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。」とされていることから、『盛岡市洪水ハザードマップ（洪水避難地図）平成20年5月』で定める<u>浸水想定区域</u>については調査対象地から除外する。</p> <p>浸水区域は、最大規模の雨（2日間(48時間)で226mm）が降った場合で想定されている。</p>
根拠法令	都市計画法
参照図面	【資料1-4】浸水想定区域図

(2) 除外要件適用後の『調査対象地』の決定

前回決定した、第2次調査対象地（221箇所）に上記（1）の各除外要件を重ね合わせたものを**【資料1-5】調査対象地除外区域図**に示す。

上記の「資料1-5」に示した除外区域を除いて、残った調査対象地 134箇所を**【資料1-6】調査対象地図（除外要件適用後）**に示す。

2. 調査対象エリアの評価結果について

調査対象エリアによる広域的な評価を下記(1)の項目及び判断基準により行い、その評価結果は【資料1-7】調査対象エリア評価結果に示す。

(1) エリア評価の項目及び判断基準 ※評価点：◎＝3点，○＝2点，△＝1点

① 道路条件・収集運搬効率

ア 主要道路

◎ 調査対象エリア内に主要道路が複数ある

○ 調査対象エリア内に主要道路がある

△ 調査対象エリア内に主要道路がない

イ 道路交通状況（道路交通センサス）

◎ 調査対象エリア内の平日昼間の混雑度 1.0 未満

○ 調査対象エリア内の平日昼間の混雑度 1.0 以上，1.25 未満

△ 調査対象エリア内の平日昼間の混雑度 1.25 以上または主要道路がない

② 経済性

ア 都市基盤整備（調査対象地を含む周辺地域）

◎ 上水道，送電線が整備されている

○ ほぼ全域で上水道，送電線いずれかが整備されていない

△ ほぼ全域で上水道，送電線が整備されていない

イ 収集運搬（中継施設等^{*1}からの搬入量/距離）

◎ 収集運搬経費が安価

○ 上記または下記以外

△ 収集運搬経費が高価

③ 周辺配慮（交通要件）

ア 教育施設等^{*2}（幼稚園・小学校・中学校・保育所）

◎ 調査対象エリア内に該当施設が少ない

○ 調査対象エリア内に該当施設が中間

△ 調査対象エリア内に該当施設が多い

イ 観光施設等^{*3}（盛岡観光コンベンション協会HP等）

◎ 調査対象エリア内に該当施設がない

○ —

△ 調査対象エリア内に該当施設がある

※1 中継施設等

基本構想では遠隔地からの搬入は中継施設を経由して行う事としており、想定している八幡平、岩手・玉山、紫波環境は現焼却施設からの運搬距離と可燃物の量により評価する。また、新施設へ直接搬入予定の盛岡市、滝沢市、雫石町はごみの排出(人口)重心を各本庁舎と想定した評価を行う。〔各中継施設（排出重心）からの距離＝年間処理量×直線距離の合計〕

3. 調査対象地評価の結果について

第2次選定の作業を行う際に予定している『簡易評価』を更に簡易化した、下記(1)の項目及び判断基準に基づき、調査対象地の狭域的な評価を行う。

(1) 調査対象地評価の項目及び判断基準 ※評価点：○=2点, △=1点

評価項目		分類	判断基準	評価	摘要・検討項目	
重要要素	①	アクセスの容易性	経済性	主要道路(国道, 県道, 都市計画道路)に接続	○	主要道路から500m以内
				主要道路(国道, 県道, 都市計画道路)に近接	△	主要道路から500m以上1,000m以下
	②	地質	安全性	火山性岩石, 深成岩, 変成岩, 圧砕岩	○	判断基準の区分による
				固結堆積物(礫岩・泥岩・砂岩等) ^{※2} , 未固結堆積物(泥・シルト・礫・砂等)	△	判断基準の区分による
	③	運搬経費の経済性	経済性	運搬経費が安い	○	中継施設等からの距離(直線)が近い(上位5割)
				運搬経費が高い	△	中継施設等からの距離(直線)が遠い(下位5割)
	④	開発投資の経済性	経済性	水道の引き込みが容易	○	水道給水区域内
				水道の引き込みが困難	△	水道給水区域外
基本要素	①	敷地面積の確保	発展性	調査対象地の面積が8ha以上	○	判断基準の区分による
				調査対象地の面積が3ha以上8ha未満	△	判断基準の区分による
	②	地形	安全性	8度以下	○	敷地の平均斜度が8度以下
				8度超15度以下	△	敷地の平均斜度が8度超15度以下

※評価の重み付け 重要要素×2, 基本要素×1

※2 重要要素の評価項目のうち、条件の悪い調査対象地の評価を下げるため、地質の「未固結堆積物」のみを△評価としていたが、全調査対象地が○の評価結果となったため、差異をつけるため「固結堆積物」を△評価に変更した。

(2) 調査対象地評価結果

上記(1)の項目及び判断基準に基づき調査対象地をエリア毎に評価した結果を【資料1-8】調査対象地評価結果に示す。

4. 総合評価の方法について

今回行った調査対象地評価の点数に、エリア評価の点数を係数化(エリア評価は18点満点であることから、評価点を満点の18で除した値を係数とする)し、乗じたものを総合評価の点数とし、その結果により、『第3次調査対象地』を決定する。